

番号	1. (1)		
項目	教職員の増員を求めます。 個に応じたきめ細かな教育を行うために、30 人学級の実現とその予算措置を行うこと。		
(回答)			
公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1 学級 35 人、中学校及び義務教育学校後期課程は1 学級 40 人を標準として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和 7 年度までに段階的に改めていくこととされています。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。 なお、教育委員会におきましては、きめ細かな教育を行うために、小学校では教科担任制(専科指導)、中学校では習熟度別少人数授業を実施しており、その実施に必要な教員については、国からの加配定数に加えて、本市独自の予算においても確保しております。 また、学校長が各学校・地域の実情に応じて適切な教職員組織づくりを進めることができるよう、学校長の意見を尊重して適切な教職員配置に努めているところでございます。 今後も引き続き、教職員の適切な配置に努め、教職員がその持てる力を発揮できるようにするとともに、すべての学校で円滑で活力ある教育活動が推進できるように努めてまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当
			電話：06-6208-9114
			電話：06-6208-9125

番号	1. (2)		
項目	教職員の増員を求めます。 矢田七校に配置されている加配を維持し、さらに必要とするところには積極的に配置すること。		
(回答) 大阪市教育委員会では、教育課題を抱える学校の取組を支援する観点から、少人数授業等を行うための指導方法工夫改善加配や、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上の特別な配慮を行う必要性に照らして措置される児童生徒支援加配の活用を行ってきているところでございます。 今後とも、国等に対して必要な定数措置がなされるよう働きかけるとともに、児童生徒支援加配については特にきめ細かな指導が必要とされる学校において児童生徒の状況に応じ、特別な学習指導、生徒指導、進路指導が行われる場合に加配されるという趣旨を踏まえ、各学校の実情を的確に把握し、重点的・効果的な配置を行っていく中で適切に対応してまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当		電話：06-6208-9125

番号	2. (1)		
項目	大阪市教育委員会として「矢田の課題」をとらまえ、対策を求めます。 家庭の経済状況や地域の状況が、子どもの成長に大きな影響を及ぼしている実態を明らかにすること。		
(回答) 矢田地区では、これまでも、学校、地域、保護者が一体となって、子どもたちの実態把握をされ、子どもたちの学力向上に向けた取組を進めていただいております。 教育委員会といたしましては、「大阪市教育振興基本計画」に基づいて、学力向上をはじめとする取組を推進してきました。 全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えることをめざし、学習状況に応じたきめ細かな指導や学習内容を充実し、学習習慣の形成や学習意欲の向上を図るとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の定着だけでなく、今日的な課題の解決に向けて知識や技能を活用する等の学力の確立に努めております。 教育委員会といたしましては、本地域・各学校の状況を踏まえ、引き続き児童生徒の心身の状況や学習状況の把握に努めるとともに、一人一人に寄り添った心のケアや学習支援、学習環境の充実など、きめ細やかな支援を進めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当		電話：06-6208-9186

番号	2. (2)		
項目	大阪市教育委員会として「矢田の課題」をとらまえ、対策を求めます。 経済面や生活面で支援を要する家庭や子どもたちに対して、学校が地域、行政機関との連携を図るため地域連携教員(福祉教員)を配置すること。		
(回答) 今後も引き続き、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当		電話：06-6208-9125

番号	3. (1)
項目	学校選択制、学力テストなどの成果と課題を明らかにすることを求めます。 学校選択制について、特に矢田における成果と課題を明らかにすること。
(回答) 教育委員会では、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、また子どもや保護者の意向に応えていくため、学校選択制の制度化と指定外就学の基準拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を平成 24 年 10 月に策定いたしました。 この方針のもと、各区長が子どもや保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を丁寧にお聴きした上で検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、学校選択制を実施しております。 なお、学校選択制は、平成 26 年度入学者より一部の区において開始しましたが、平成 31 年度入学者からは全区で実施しております。 令和 5 年 3 月には学校選択制にかかる検証を取りまとめたところですが、アンケートの結果において、学校選択制は多くの保護者から良い制度であると評価されていることから、今後とも制度実施は必要と考えております。 検証では、保護者はより適正規模の学校を選択する傾向が見えており、単学級となっている学校においては、クラス替えができない、部活動が単独で成り立たず、団体競技でチーム編成ができない場合もある等の状況があります。一方で、少人数の学校では子どもたち一人ひとりの顔と名前が一致する、教員の目が行き届くという意見や、学習面や生活面でしっかり見てもらえると保護者からの期待も高いという意見があります。 教育委員会としましては、学校選択制において、事実と異なる風評や偏見など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選ぶことはあってはならないことと考えております。学校においては人権教育を推進するとともに、積極的な啓発活動等に継続して取り組んで行く必要があると考え、保護者に配付する学校案内等においても区役所等と連携し、啓発等の取り組みを引き続き進めております。 また、学校選択制によって学校に何らかの教育的課題があるのであれば、先ず学校長が課題に対応することが前提となりますが、子どもたちの最善の利益をはかるため、学校だけでは課題の解決が難しい場合、学校、区役所、関係機関等と連携を図りながら課題解決に努め、学校選択制などの就学制度そのものがより良い制度となるよう取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	3. (2)
項目	学校選択制、学力テストなどの成果と課題を明らかにすることを求めます。 教育改革の重点施策の一つとして実現された「やたなか小中一貫校」の現状における課題をふまえ、必要な措置を講じること。
(回答) 「やたなか小中一貫校」では、平成 24 年度の開校当初から特色ある教育として「小学校低学年からの英語教育」や I C Tを活用した学習の取組を進めているところです。 しかしながら、この間の現役世代への重点投資として教育環境の整備が進んできたことから、「やたなか小中一貫校」の特色ある教育が一般施策化する状況になっています。そのため、令和 5 年度の検討をふまえ、令和 6 年度より新たに学習面及びスポーツ面における特色化の内容として、学習面においては、児童生徒の状況に応じた教育内容をすすめているところです。また、スポーツ面においては、本市初の女子サッカー部を立ち上げるとともに、セレッソ大阪スポーツクラブのスクールコーチ派遣を昨年同様行っています。 教育委員会といたしましては、引き続き「やたなか小中一貫校」の特色化を進めるべく、学習面やスポーツ面における特色化の検討を進め、児童生徒の募集に向けた取組に努めてまいります。 「やたなか小中一貫校」の現状をふまえ、中学校卒業後の進路を見据えた、小中一貫した教育内容のさらなる充実に向けた学校の取組を支援してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(英語イノベーション) 電話：06-6208-9197

番号	4. (1)
項目	子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。 矢田地域における部落差別をなくすための取り組みを「部落差別解消法」の趣旨を踏まえ、実態把握、啓発の視点から進めること。
(回答) 矢田人権・同和教育推進協議会では、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない「教育の町」「解放の町」「住民自治の町」とするために、関係諸団体が密接に連携し、同和教育をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権教育・同和教育を推進していただいています。 本市では、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」(平成 20 年度策定)において、人権尊重の視点に立った学校教育を推進することや、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、自らの権利の行使に伴う責任について理解し、自他の人権をまもり発展させる力を育成する教育をすすめることとしています。 教育委員会では、「人権教育基本方針」(平成 11 年)を策定し、人権教育・啓発を総合的に推進するための基本的な考え方を明らかにしました。また、さらなる人権教育・啓発の推進をめざし、「自己実現をめざす子どもを育てるために」(平成 16 年)を作成し、すべての幼児児童生徒に問題解決への力を育み、自己実現をかなえる教育内容の創造をめざした具体的な実践事例を示しました。 また、平成 17 年 4 月に策定した「大阪市人権教育・啓発推進計画」(現「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」)を受け、教育委員会においても同年 12 月「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を策定しました。 さらに平成 30 年度には、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を改訂しました。各学校園においてより一層の人権教育の充実を図るため、運営に関する計画と人権教育推進との関連や目標、各学年、各教科・領域における人権教育の目標を記述するなど、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら学校園での教育活動全体を通じて計画的に人権教育を行うよう指示しています。さらに、個別的な人権課題の一つ一つについて、学年別に取り上げる内容を集約するなど、その実施状況について、より具体的に把握できるよう、形式を変更しています。引き続き、全学校園において、それぞれの実態に応じた「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の立案ならびに具体的な取組の推進に努めてまいります。 現在、各校において同和教育の一層の充実を図ることができるように、平成 30 年度 10 月に作成しました「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」の実践資料集を、教職員用ポータルサイトに掲載するとともに計画的に研修会を実施しています。 今後も、大阪府教育庁との連携を図りながら、これまでの同和教育の解決に向けた取組の成果が損なわれることのないよう、引き続き、全市学校園において、人権尊重の精神を基盤にすえた人権教育の深化・充実を図ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話：06-6208-8128

番号	4. (2)
項目	子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。 矢田人権・同和教育推進協議会が進めている「矢田子どもつながり連絡協議会」をはじめ、子どもたちの取り組む行事に対して予算措置を講じること。
(回答) 矢田人権・同和教育推進協議会では、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない「教育の町」「解放の町」「住民自治の町」とするために、関係諸団体が密接に連携し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた啓発・学習・調査研究等の諸活動や人権文化の確立に向けた学習や活動を行っていただいています。 「矢田はひとつ」という理念を具現化するための取組、「春ごと復活矢田子どもまつり」や「平和と人権を考える矢田子ども集会」「矢田子ども人権集会（矢田地区フィールドワーク）」等、子どもたちを中心に据えた様々な取組を進めていただいております。矢田地域における「まちづくり」・「ひとづくり」・「人権啓発」がさらに豊かなものとなるよう、常に子どもの実態から出発しながら各組織、各校園で取組を行い、校園の現状と課題を地域の方々にご覧いただき、学校と地域が力を合わせてよりよい教育を実践していくための場と認識しています。 矢田地域で行われている様々な取組に対して、行政としての予算確保は困難な状況ではありますが、各種団体の地域の取組に対する支援事業を紹介するなど、今後も連携を図ってまいります。 教育委員会といたしましては、子どもの「生きる力」の育成をめざして、学校・家庭・地域社会が連携・協力して総合的な教育力を発揮し地域社会の中で子どもを育てるという「教育コミュニティ」づくりは、非常に重要なことと考えています。今後とも皆様のご意見も参考にしながら、人権教育の深化・充実に取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話:06-6208-8128

番号	4. (3)
項目	子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。 しょうがい児や様々な支援を要する子どもたちがともに教育を受けられるよう校区保障と進路保障を進めること。
(回答) 本市におきましては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しております。 「大阪市教育振興基本計画」に示しておりますとおり、「障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、通常学級、特別支援学級、通級による指導での学びを充実」させ、本市のインクルーシブ教育システムの一層の充実を図ってまいります。 具体的には、特別支援教育サポーターやインクルーシブ教育推進スタッフの配置、巡回指導体制の強化などの取組を進めます。障がいのある児童生徒が地域で学びやすい基礎的環境整備や当該児童生徒に対する合理的配慮を行い、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、今後とも地域の学校で学びやすい教育環境整備に努めますとともに、進路保障につきましては、児童生徒が将来の進路を主体的に選択し、自立することができるよう児童生徒の状況や進路希望等の的確な把握と連携に努め、個々のニーズに応じた進路指導の充実を図ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	4. (4)
項目	子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。 韓国・朝鮮にルーツのある子どもたちに対する矢田地域での民族教育の一層の充実のため、民族講師の身分を保障し、現在の民族教育の体制を維持すること。
(回答) 外国につながる幼児児童生徒の教育は、本市の重要な教育課題であり、「大阪市多文化共生指針」や「在日外国人教育基本方針」（平成 13 年策定）等に基づき、各学校園で発達段階に応じた指導計画を立て進められております。令和 4（2022）年 3 月策定の大阪市教育振興基本計画では、基本的な方向の中に多文化共生教育の推進を位置づけ、教育課程内外における多文化共生教育の推進を掲げています。 教育委員会では、平成 19 年度から「国際理解教育推進事業」を実施し、帰国・来日の児童生徒の教育とともに、民族学級・民族クラブの取組を土台にした多様な国際クラブの取組を進め、市内に設置する国際クラブに指導者を派遣し、教育課程外での学習の機会を保障するとともに、アイデンティティの確立や言語・文化等を学ぶ機会を設けてまいりました。 国際クラブの指導者である会計年度任用職員や有償ボランティアは、国際クラブの活動において、国際理解教育のコーディネーターとして多文化共生教育に対する使命感や専門的な知識・スキルを備え、精力的に取り組んでいます。また、子どもへの指導にとどまらず、教職員や保護者との連携も積極的に進めています。 一方、本市の財政状況はたいへん厳しい状況ですが、現在、国際クラブの運営を含め、多文化共生教育推進のための予算確保に努めています。 また、様々な国からの新規来日の子どもたちの急激な増加に伴い、その子どもたちへのアイデンティティの確立をめざした教育の必要性が高まっています。国際クラブの指導者は、各校における様々な国や地域の国際クラブの運営にもコーディネーターとして関わり、支援をしています。 さらに、平成 31 年 4 月に立ち上げられた大阪市多文化共生施策推進本部において、検討が進められた、大阪市多文化共生指針が令和 2 年 12 月に策定されました。また、本会議の中で、外国人児童生徒等への支援として、「日本語指導の保障」、「母語・母文化の保障」、「多文化共生教育の推進」の 3 点について、速やかに着手する方向性が示されたことで、令和元年度から、従来の国際理解教育を多文化共生教育に発展させる方向で、新たな事業の展開を進めています。今後も、多文化共生教育の充実並びに国際クラブ指導者の身分保障に関わって、予算の確保に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話：06-6208-8128

番号	4. (5)
項目	子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。 「帰国・渡日」の子どもたちに対する教育制度の充実や通訳の人員確保を図るとともに、多文化共生社会をめざす各校の実践や地域での取り組みに対しての予算措置をはかること。
(回答) 本市の国際化の進展は著しく、様々な理由で来日する子どもたちが急増し、多国籍化しています。ここ数年40を超える国や地域につながる子どもが市内学校園で学ぶ状況が続いています。 教育委員会では、帰国・来日等の子どもたちが、安全・安心な教育環境のもとで学校生活を送ることができるよう、受け入れの考え方や指導上の留意事項をまとめた「帰国・来日等の子どもの教育を進めるために」を、令和5年5月に現状に即した内容に改訂し、各校での実践に活かせるよう配信しています。さらに、平成27年度から、日本語指導が必要な児童生徒に対する各校での「特別の教育課程」を編成するとともに、一人ひとりに「個別の指導計画」を作成し、系統立てた日本語指導を進めるよう指導してまいりました。 帰国・来日等の子どもへの日本語習得に関する支援については、令和2年度から本市の重点施策である「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を開始し、外国から編・転入学する子どもへの支援や共生のための教育の推進を図るためのキーステーションとして市内各教育ブロックに1拠点、合計4つの共生支援拠点を設置しました。各共生支援拠点では、コーディネーターが常駐し、学校生活に必要な初期の日本語指導を行う日本語指導員や通訳者による学校での支援、教育相談、学校生活への円滑な接続のための初期教室である「ブレクラス」の実施等を行っています。また、学習言語の習得を目的として、指導・支援に携わる日本語指導員・母語支援員を派遣し、教科における日本語指導に取り組んでいます。 令和3年度より、母語・母文化の保障や多文化共生教育を推進するためのコーディネーターを順次増員配置し、令和5年度には、全共生支援拠点に各1名配置するなど、子どもたちへの支援の拡充を進めています。これまで本市がすでに取り組んできた日本語指導体制についても、継承・拡大を図ってまいりました。日本語を習得し自立した学校生活を送るための支援として、「日本語指導が必要な子どもの教育センター校」（以下「センター校」）を、令和6年度には新たに1校を増設し、小学校8校、中学校9校の体制で日本語・適応指導を行っています。センター校担当者や日本語指導協力者が在籍校と連携しながら、様々な場面で支援を行っています。また、集住地域における教員加配校は、市内小学校11校、中学校4校としています。今後も外国から編・転入学する子どもの数が増えることが予想されるため、新たな体制の構築についても検討が必要な状況となっています。 在籍校の教員が中学校の生徒を支援するための教材として、社会・理科の補助教材の対訳版（8か国語）やNew Horizon 英単語集(多言語版)を配付しています。小学校には「低学年児童のための日本語指導マニュアル」を各校に配信し、活用を進めています。 さらに、子どもたちのアイデンティティをはぐくむため、センター校に母語支援者を招き、母語や母文化の保持・伸長をめざした母語教室を開催しています。母語教室では、子どもたち	

が経験した事や自分の考えを母語で表現する授業もあり、「ワールドトーク（多文化スピーチ大会）」で発表する機会へとつなげています。加えて、国際クラブでは、少しずつではありますが、中国、フィリピン、ペルーなど多様な国々に対応した学級が設置されてきております。

この他、帰国・来日等の子どもの教育実践の一層の深化・充実を図るため、共生支援拠点内に相談窓口を設け、帰国・来日等の子どもの教育にかかる相談を受けるとともに、学校での教育相談や懇談時には通訳者を派遣し、本人や保護者との意思疎通を図る等、様々な支援施策を進めています。その支援施策の一つとして、より一層の相談体制の充実を図るため、平成 31 年 4 月より大阪市立南小学校内に「多文化共生教育相談ルーム」を開設し、相談員を配置しました。多文化共生教育相談ルームでは、①学校における多文化共生教育推進のための教材等の情報を提供②学校園でのお便り情報③関係諸機関・団体の紹介の相談など、学校関係者からの相談を受け付け、各校園の実践において蓄積された情報を一元化し、だれもが必要な時に活用できるように、集約・整理・発信を進めています。

なお、子ども・保護者がつながる国や地域の多様化に対しましては、少数言語の通訳者の確保や増員を進め、現在、約 230 名の方に登録いただき、24 言語に対応しています。

今後も、帰国・来日した子どもたちが学校生活に適応し、自己実現できるよう、多文化共生の施策を推し進め、総合的な支援の視点に立って予算確保に努めるとともに、関係部局や関係諸機関・諸団体等との連携を進めて取り組んでまいります。

担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話：06-6208-8128
----	--

番号	4.（6）		
項目	子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。 地域を主体とした拠点化部活動の推進のため、地域の人材発掘のための施策と、部活動指導員の待遇改善すること		
（回答） 本市といたしまして、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術に触れる機会の確保と、「働き方改革」の点から、顧問となる教員の負担軽減に向け、部活動のあり方について検証を重ねております。 矢田３中学校につきましては、今年度も「部活動の地域移行モデル事業」の拠点地域とし、今後の部活動のあり方について検証を進めております。 今後も、矢田３中学校の拠点化部活動の推進支援に努めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当		電話：06-6208-8172

番号	4. (7)
項目	子どもたちの実態・課題に応じた施策・予算の確保を求めます。 大阪府立東住吉支援学校に関わって、教育諸条件の整備の充実を大阪府教育庁に働きかけること。
(回答) 大阪市立特別支援学校 12 校につきましては、平成 28 年 4 月 1 日、大阪府に移管しました。 移管後の特別支援学校の運営に関しましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において府立支援学校の現状をふまえ管理・運営するべきものですが、引き続き特別支援教育について、大阪府教育庁に働きかけてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	5. (1)		
項目	矢田七校の学校施設・設備の拡充、整備を早急に進めることを求めます。 普通教室だけではなく特別教室や体育館・給食室の空調設備を早急に設置すること。		
(回答) 空調設備については、快適で学習しやすい環境を整えるため、図書室や音楽室、パソコン教室、中学校の家庭科調理室などに設置しています。 現在未設置の特別教室へのエアコンの導入にあたっては、特別教室へのエアコン設置を目的とした事業について、令和6年度中に事業者決定を進めるために入札公告を行ってまいりましたが、入札参加者が無かったため令和6年7月12日実施予定の入札自体が中止となっております。当該事業の今後の取り扱いについては、方針の検討を進めたうえで、改めて本市の考え方をお示しする形となる見込みです。 小学校の体育館のエアコンについては、令和6年6月に「小学校体育館空調設備整備PFI事業支援業務委託」を契約しており、大阪市立の全小学校体育館へのエアコン設置に向けた事業を行うにあたって必要となる事業費、整備期間等を決めていく業務を進めています。 給食室へのエアコン設置については、他自治体での設置実績を参考にエアコン導入にあたっての技術検討を進めており、設置についてはエアコン未設置の特別教室や小学校体育館へのエアコンの設置時期等も考慮し検討を進めております。 今後とも、空調設備を含めた安全・安心・良好な教育環境の確保に向けた学校施設の整備に努めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課		電話：06-6208-9063

番号	5.（2）		
項目	矢田七校の学校施設・設備の拡充、整備を早急に進めることを求めます。 矢田七校各校からの学校施設・設備の拡充、整備の要望に対して、真摯に対応すること。		
（回答） 学校施設・設備の整備につきましては、各学校から提出されます補修申請（要望）をもとに、現場調査のうえ必要性かつ緊急性の高いものから順次補修を行っております。 学校とも十分協議のうえ、適切に対応してまいります。			
担当	教育委員会事務局　総務部　施設整備課		電話：06-6208-9081